

## 平成 20 年度違法伐採総合対策推進事業の進め方について（案）

第 4 回違法伐採総合対策推進協議会

平成 20 年 3 月 21 日

## 1 基本的な考え方

第 1 年度は、業界内部へのガイドラインの普及と業界団体認定による合法木材製品供給体制の立ち上げ、2 年目となる平成 19 年度は、「業界団体認定による供給システムの器作りが一定程度進んだことから、需要側に対する普及啓発を行い合法木材製品の調達を促すとともに、供給側に対しては合法木材製品の信頼性が確保されるよう体制の更なる整備を図ること」として 130 団体を超える認定団体が 7 千社近い合法木材供給事業体認定し、全国に合法木材供給のネットワークが形成されている。

第三年目の最終年となる平成 20 年度は、さらに、①需要者に対する PR を展開し合法木材を実需に結びつけると共に、②それに応え、信頼性のある合法木材製品の安定的供給体制づくりをし、これらをあわせて、自立的な合法木材ビジネスの展望を明らかにする年である。また、G8 北海道洞爺湖サミットで違法伐採問題がとりあげられる予定であることから、③日本の取組を海外に普及し海外の違法伐採問題の取組を支援することとする。

## 2 合法性・持続可能性証明木材供給事例調査

2 年間にわたって、日本市場周辺のハイリスク国の主要国についての調査を実施  
2 年間を総括し必要により補充調査を行い、対日輸出者向け、輸入者向け、需要者向けの解説書を作成

- (1) 産地向け解説書（海外調査実施事業者へ委託）
  - 東南アジア地域向け
  - ロシア地域向け
  - 中国地域向け
- (2) 輸入者向け解説書（海外調査実施事業者へ委託）
  - 上記地域ごとに作成
- (3) 需要者向け解説書（国内調査実施事業者へ委託）

### 3 システム検証事業計画

システムの信頼性についての関心の高まりを受け、第三者も含めた調査体制による検証の実施

#### (1) 合法木材調達国内調査

先進企業の調達実態の優良事例、地域材認定制度のガイドラインとの連携事例などを紹介。

#### (2) 認定事業検証国内調査

現在運営をしているすべての認定事業体を対象に以下のような内容で実施したらどうか。認定審査、認定者の研修・管理・情報収集などの手続きが、ガイドライン、自身の要領などに基づいて適切に実施されているか。

認定事業体に対するアンケート、ヒアリングなどに基づき、検証を実施

#### (3) 認定事業検証海外調査

#### 2 (1) と一体となって実施

### 4 合法性・持続可能性証明システム普及事業

#### (1) 需要者に対するPRを展開し合法木材を実需に結びつける

合法木材・木材製品の調達を促進するため、公的機関・民間企業の調達窓口への体系的なPRを続けるほか、①一般消費者向け及びエンドユーザー向けパンフレット・普及用のポスターの作成、②合法木材ナビ上の木材製品事例紹介ページを充実、③合法木材推進マークの木材・木材製品への貼付の検討、④事業を総括する区切りのイベント（エコプロダクツ展を想定）を実施

#### (2) 合法木材製品の供給の信頼性を高める

19年度の各業界団体の事業者認定状況を踏まえ、信頼性のある合法木材を安定的に供給するため、認定団体及び事業体への研修の一層の充実を図り、認定事業体の分別管理責任者・文書管理者を対象とした研修を実施。

また、輸入材及び国産材の合法木材証明書の様式例示等を含むパンフレットを作成し、証明システムの一層の普及啓発。

#### (3) 日本の取組を海外に普及し海外の違法伐採問題の取組を支援する

G8 北海道洞爺湖サミットに向けて6月に開催される地球環境議員連盟（GLOBE International）の東京議員会合の関係者と連携して日本のGohowoodの取組をG8サミットはじめ国際的な場に発信するため、主要メンバーを招待し、公開の意見交換会を開催。